

【令和８年度 政策・調整会議】

件 名：川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方（案）について

開催日：令和８年７月１３日（月）９：００～９：０５

●付議理由

平成２９年の全体構想改定から約１０年が経過する中で、本市のまちづくりを取り巻く社会環境の変化が生じていることから、総合計画等の上位計画に即しつつ、これらに対応した都市計画マスタープランの改定を行い、都市づくりの方向性を市民等の多様な主体と共有しながら計画的なまちづくりを推進するため。

●付議概要

都市計画マスタープランの改定に向け、市民意見聴取を効果的に実施するため、まちづくりの現状と課題、社会環境の変化や改定に向けた基本的考え方、スケジュール等を取りまとめた、改定の基本的考え方の報告を行う。

（１）改定の目的

前回の改定から約１０年が経過する中、急速な社会環境の変化等に対応し、安全かつ安心で豊かに暮らせる持続可能なまちづくりに向け、都市計画マスタープランを改定する。

（２）めざす都市像、都市づくりの基本方針、めざす都市構造

- ・めざす都市像：改定した総合計画基本構想に即し、引き続き「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」と設定する。
- ・都市づくりの基本方針：現行の７つの基本方針の考え方を基本に、社会環境の変化等を踏まえ、必要な見直しを行う。
- ・めざす都市構造：総合計画の示す考え方を踏まえ引き続き「広域調和・地域連携型の都市構造」をめざし、必要な見直しを行う。

（３）分野別の視点

- ・土地利用：身近なまちづくり、臨海部における大規模土地利用転換等
- ・都市環境：まとまりやつながりのある緑の創出、脱炭素社会の実現等
- ・交通：広域的な交通網、市域の交通網の形成、身近な交通環境の整備
- ・都市防災：大規模地震、激甚化・頻発化している水災害への対応等

（４）都市計画マスタープランの構成

- ・市民等との協働・共創の推進に向け、川崎市に愛着を持つことができ、まちづくりの方向性に共感できるプランをめざし、より分かりやすい表現や必要な情報を簡潔に掲載する。
- ・土地利用以外の関連分野の詳細は個別計画に委ね簡潔にするとともに、全体構想と区別構想等を統合するようにプラン構成を見直す。

●結論

付議概要のとおり報告。